

【事案 30-247】 契約無効請求

・令和元年 9 月 12 日 和解成立

＜事案の概要＞

募集人の不告知教唆等を理由に、告知義務違反として解除された契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 28 年 2 月に契約した医療保険に基づき、リンパ腫を原因とする入院について入院給付金を請求したところ、がんについての告知義務違反を理由として契約解除されたが、以下の理由により、契約を無効とし、解約返戻金と既払込保険料の差額を返してほしい。

- (1) 最初の申込書にがんのことを記載しており、保険会社は事前に知っていたはずである。
- (2) 契約時、がんのことを募集人に伝えたが、募集人はただうなづくだけで何の反応もなかつた。
- (3) 告知時は治療も投薬も受けておらず、告知すべき事実という認識はなかった。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が申込時にがんであることを記載したとする書面は存在しない。
- (2) がんについては、代理店の顧客対応記録に記載されていたが、当該記録は、契約時に当社が知り得た情報ではない。
- (3) 募集人はがんの話を聞いていたが、診断が過去 5 年以内であることは聞いておらず、「検査はしたが何ともなかった」など、現在がんであることを否定する旨の話を聞いている。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。